

平成27年9月18日

第3回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第3回指宿市農業委員会会議録

- 1 平成27年9月18日(金) 午後2時00分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

- 1 議事日程

報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 2 号 経営基盤強化促進法第18条第1項（農用地利用集積計画）
の取下げについて

報告第 3 号 農用地あっせん申し出の取下げについて

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定
について (所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並び
に許可及び諮問決定について

議案第 4 号 農地法第4条の規定による届出について

議案第 5 号 農地利用変更届について

議案第 6 号 農用地あっせん申し出について

その他

1 出席委員

1 番 委員	2 番 委員	3 番 委員
4 番 委員	5 番 委員	6 番 委員
7 番 委員	8 番 委員	9 番 委員
10 番 委員	11 番 委員	12 番 委員
13 番 委員	14 番 委員	16 番 委員
17 番 委員	18 番 委員	19 番 委員
20 番 委員	21 番 委員	22 番 委員
23 番 委員	24 番 委員	25 番 委員
26 番 委員	27 番 委員	28 番 委員
29 番 委員	30 番 委員	31 番 委員
32 番 委員		

1 欠席委員

15 番 委員

1 遅刻委員

4 番 委員

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長
農地係長
主幹兼振興係長
農地係主査
農地係主査
振興係主査

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局農地係長

1 開会 午後2時00分

事務局	<p>全員ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。</p>
議長	<p>ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第3回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「6番委員」と「7番委員」を指名いたします。 早速議題に入ります。 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を、議題といたします。 事務局に説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを、説明いたします。 議案書の1ページから2ページになります。 (番号1番を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。報告を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号「経営基盤強化促進法第18条第1項（農用地利用集積計画）の取下げについて」を議題といたします。 事務局に説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>報告第2号 経営基盤強化促進法第18条第1項（農用地利用集積計画）の取下げについて、ご説明いたします。 議案書の3ページをお開きください。 (番号1番を議案書どおり読み上げ説明)</p>
議長	<p>ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第3号「農用地あっせん申し出の取下げについて」を議題といたします。 事務局に説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	報告第3号 農用地あっせん申し出の取下げについて、ご説明いたしま

す。

議案書の4ページをお開きください。
(番号1番, 2番を議案書どおり読み上げ説明)

議長 ただいまの, 事務局の説明のとおりであります。
次は, 「議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について」のうち, まず, 所有権移転分を議題といたします。
事務局に議案の説明を求めます。

事務局 はい, 議長。
議長 はい, 事務局。
事務局 5ページをお開きください。
今月の農用地利用集積計画の承認についての所有権移転分は, 1議案10件でございます。
(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)
番号2から10につきましては, お目通しください。
今回の移転分は, 経営面積など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
ご審議方よろしくお願いたします。

議長 ただいまの, 事務局の説明のとおりであります。
それでは, 議案第1号のうち, 所有権移転分の1番から10番についてご審議願います。
ご質疑, ご意見等はございませんか。

26番委員 よろしいでしょうか。
議長 はい, 26番委員。
26番委員 所有権移転の1番と10番なのですが, 1番は, 1, 721㎡で, 100, 000円, 10番は, 5, 047㎡で507, 700円, なんか特殊な事情かなんかあったんですか。

議長 はい。1番は, 私の方でお答えします。
この畑は, 魚見岳の尾掛集落から, ちょうど山の上に登って, その上が駐車場じゃないけれども竹藪になっていて, 畑をするには, 相当の労力があるような, だれも買う人がいないような畑で, この方が今まで借りていたけれども, 買おうかなというような形で, とってもその, お金で買ってくださいますと言うような場所でもない所だから, こういう値段ということであらうかと思えます。

事務局 はい, 議長。
議長 はい, 事務局。
事務局 10番の件でございますが, ○○さんから○○さんへの所有権移転です

が、備考欄の〇〇さんの持分の1/4を今回、所有権移転という議案なんです
が、3/4の所有権移転をお持ちになっていた、〇〇さんというご兄弟の
方がいらっしゃいます。この方の所有権移転は、今年の4月に所有権移転
の議案として、委員の皆様にご承認をいただいている訳なんです、その
時に、反当、40,681円くらいの売買単価ということで、それと同じ
単価で、今回、所有権移転の金額がこういうふうになっております。

議長 よろしいでしょうか。

26番委員 はい、議長。

議長 はい、26番委員。

26番委員 今聞いたら分かるのですが、極端に安いと、税法上はその差は贈与分と
して、その対価以外で相当安く見積もって契約したとしても、税務署では、
認められないということもあり得ますので、ものすごく面積に対して金額
が低かったものですから、質問したところです。

5番委員 はい、議長。

議長 はい、5番委員。

5番委員 先ほど、反当40,681円くらいと言いましたよね、畝のでしょう。

事務局 すみません。畝でした。10aと1aのまちがいでございました。

議長 ほかにございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第1号のうち、所有権移転分の1番から10番については、原案の
とおりに承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、所有権移転分の1番から10番については、
原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定に
ついての利用権設定分でございます。

議案書の8ページから13ページになります。

今月の「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定につ
いての利用権設定分は、1議案15件です。

内訳は、新規の利用権設定が11件、再設定が4件、合計の面積は

議長

60,002.89㎡となっています。

以上、全て経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の説明を求めます。

12番委員

はい、12番委員。

はい。

番号1につきましては、私と31番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回、利用権の設定をし3,000㎡を超えることから、新規就農者になりましたので報告いたします。

申請人は、高校を卒業してから、〇〇（会社名）に5年間勤務し、野菜の入出荷や品質管理をしている内に、父の農業に取り組んでいる姿、生産者として努力している姿に自分も感動し、父の傍で6年間農業経験を積んだ後、結婚を機に独立しようとするものです。

申請地を取得後は、そら豆30a、オクラ5aを計画し、目標販売高400万円を目指しています。

当分の間、農機具については父から借り受け、労力についても雇用や父の手伝いを貰いながらやっていくとのことでした。

また、重労働や機械作業については、〇〇（任意団体）の仲間と力を合わせてやっていくことも計画しているということです。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照してください。以上です。

議長

ただいまの、説明のとおりでございます。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、利用権設定分の1番については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の2番から15番についてご審

	<p>議題を希望いたします。</p> <p>ご質疑、ご意見等はございませんか。</p>
30番委員	はい、いいですか。
議長	はい、30番委員。
30番委員	3番ですけれども、労力が0というのは。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	これについては、前回の農業委員会の中で、経営面積が0の方については、従事日数も0にするということで決まっていたので、今回もそのようにしております。
	新規就農の方もなんですけれども、経営面積が0の方については、理由欄のところには借入地取得と載せてあります。以上です。
議長	よろしいでしょうか。
27番委員	はい、議長。
議長	はい、27番委員。
27番委員	9番ですけれども、これは、あっせんの5番にも出ていますけれども。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	これについては、あっせんで貸したいというのがありまして、借人の方が見つかったために利用権設定をしたものと思われまして。
議長	ほかにごございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、利用権設定分の2番から15番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第1号のうち、利用権設定分の2番から15番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について」を議題といたします。
	これにつきましては、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査の報告を求めます。
11番委員	はい、議長。
議長	はい、11番委員。
小委員長	9月10日の転用調査時に、11番、22番、29番委員と、事務局3名の計6名で、現地聞き取り調査を行いましたので報告いたします。

申請に基づき、1番から4番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれも意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から4番まですべて売買による申請でございます。

申請地は、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われま。

以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているとは判断いたします。

なお、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の2ページから13ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

以上で調査報告を終わります。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第2号について、ご審議願ひます。

ご質疑、ご意見等はございませぬか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号については、原案のとおり承認することにご異議ございませぬか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について」1番から7番を議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査結果の報告を求めます。

11番委員

はい、議長。

議長

はい、11番委員。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

まず番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、観葉植物用土置き場です。

農地区分・許可事項については、農用区域内農地であります。平成27年10月からの3年間の一時転用で不許可の例外に該当いたします。

資料の14ページをお開きください。

申請地は、道下上公民館から西へ830m行った所の農地で、東、西は道路、南は市道、北は畑に接しています。

申請者は、観葉植物を生産する農業法人で、他から持ってきた用土を保管、配合するための用地として申請するものです。

土地の形状については、市道側の2か所を大型車の出入り口として、0.5mから1m削土する程度で、特に工作物は設置しないとのことです。

周囲の農地に与える影響は軽微なものと思われ、また、他に代替地も探しているとのことで、一時転用はやむを得ないと判断いたします。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は一般住宅です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の15ページをご覧ください。

申請地は、指宿図書館から南東へ210m行った所の農地で、東は宅地、西は畑、南は市道、北は畑と宅地に接しています。

申請者は、現在アパート住まいのため、申請地に一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については、10cm～30cm盛土をし、ブロック設置予定です。また、隣接農地とは、1.2m程度の緩衝地を設け、高さを加減することから、周辺農地への影響は軽微なものとして判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、通路及び廃材置き場です。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地に該当いたしますが、平成29年11月までの一時転用で不許可の例外に該当いたします。

資料の16ページをお開きください。

申請地は、山川中学校から南へ1,050m行った所の農地で、東は里道、西は畑、南は市道、北は山林に接しています。

申請人は、申請地の先にある農振白地内の山林に、地熱発電のプラントを建設するため、申請地を工事期間中の通路として平成26年12月に一時使用届により利用していましたが、届出期間内の3月中に工事が終わらず、また、その後、延長の届けをせず利用していたものです。

今回、聞き取りを行ったところ、もうしばらく工事に時間を要することであったことから、3年以内の一時転用を指導し、始末書を添えて申

請がなされたところです。

なお、申請期間は、一時使用届けがあった平成26年12月からの3年以内の平成29年11月までとし、工事完了後は農地に復元するとのことです。

土地の形状については、現状で、周辺農地に影響を及ぼさないよう通行、あるいは利用するとのことで、周囲の農地への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、農家住宅です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の17ページをお開きください。

申請地は、垂門集会施設から北西へ190m行った所の農地で、東は水路、西は市道、南は畑、北は市道に接しています。

申請人は看護師ですが、夫が農業をしており、融資の関係で妻の名義で申請がなされたものです。

また、申請面積は1,187㎡で、農家住宅の許可の目安であるおおむね1,000㎡を上回っていますが、申請地の北側は市道から約6mほど高い土手になっており、建築基準法により境界から約5m後退する必要があります。この面積が約200㎡あることから、有効面積は1,000㎡未満となります。将来的には、倉庫等も建てたいため、広い敷地が必要とのことです。

土地の形状については、1m切土をし、土留工事をする予定です。

平屋建てであり、周囲の農地への影響は軽微なものと判断いたします。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の18ページをお開きください。

申請地は、指宿図書館から南西へ120m行った所の農地で、東と北は宅地、西と南は市道に接しています。

申請者は、現在借家住まいで、申請地に自己の居住する住宅を建築する計画です。

周囲に隣接する農地はなく、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

した。

次に番号6番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の19ページをお開きください。

申請地は、宮公民館から西へ290m行った所の農地で、東は市道、西、南、北は畑に接しています。

申請人は、現在借家住まいですが、義父の土地を使用貸借し、自己の居住する住宅を建築する計画です。

土地の形状については、現状で、よう壁設置済みです。

平屋建てであり、周囲の農地への影響は軽微なものと判断いたします。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号7番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、貸資材置場です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の20ページをお開きください。

申請地は、市役所から南東へ840m行った所の農地で、東は里道、西と北は畑、南は川（柳田川）に接しています。

申請人は、申請地を購入し、自己の経営する建築会社に資材置場として賃貸する計画です。

土地の形状については、70cmから1m盛土をし、土留工事を行う予定で、隣接する農地への影響は軽微なものと判断いたします。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおりですが、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第3号のうち、1番についてご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、8番委員の退席を求めます。

（8番委員の退席を確認する。）

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第3号のうち、1番については、原案のとおり承認することにご異

委員
議長

議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号のうち、1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(8番委員の復席を確認する。)

次に、議案第3号のうち、2番から7番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

私の方から事務局の方にですが、資料の中の地図で、名前が入った地図と入らない地図があって、やはり入ったものが探しやすいので、そこらは気をつけてコピーをとってください。

事務局
議長
委員
議長

はい、分かりました。

ほかにごございませんか。

「なし」の声あり。

議案第3号の2番から7番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号の2番から7番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号のうち、8番を議題といたします。

これにつきましては、6月の委員会で議題とされた買受適格証明願の案件です。

事務局に説明を求めます。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についての8番についてご説明申し上げます。

これについては、第36回 指宿市農業委員会議案第6号の1番で、農地法第5条第1項目的の買受適格証明願いの案件が審議・承認され、今回落札されましたので、事務局の方からご説明申し上げます。

番号8番ですが、申請者、土地の所在地、地目、変更理由、変更目的は議案にお示しのとおりです。転用目的は貸駐車場です。

農地区分・許可事項については、10ha以上の広がりのある農地であることから、第1種農地に該当いたしますが、申請地の50m以内に3個以上の住宅等があることから、不許可の例外である集落接続施設に該当い

たします。

資料の21ページをお開きください。

申請地は、大成小学校から南西へ60m行った所の農地で、東は田、西は市道、南は水路、北は国道に接しています。

周辺農地への影響や、一般基準上の問題も特に認められないことから問題はないものと、判断されます。

なお、本案件は、第36回農業委員会において、落札後は会長の決裁で許可できる旨承認をいただいております、先々月7月29日付けで許可済みです。

以上、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま事務局の説明のとおりであります。
ご質疑、ご意見等はございませんか。

26番委員 はい、議長。

議長 はい、26番委員。

26番委員 7番と同じで、会社役員となっていますので、〇〇さんが、会社に駐車場を整備して貸出すということで、理解してよろしいでしょうか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 はい、そのとおりです。

議長 ほかにございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第3号のうち、8番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第3号のうち、8番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、「議案第4号 農地法第4条の規定による届出について」を議題といたします。
これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査結果の報告を求めます。

11番委員 はい、議長。

議長 はい、11番委員。

小委員長 それでは報告いたします。
申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。
転用目的は農業用倉庫及び通路です。

農地区分、許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから第2種農地のその他の農地に該当します。

資料の22ページをお開きください。

申請地は北指宿中学校から北西へ480mほど行った農地で、東は雑種地、墓地及び宅地、西は畑、南は宅地、北は畑及び里道に接しています。

計画概要につきましては、約60㎡の農業用倉庫と道路までの約18mの通路で、734㎡のうち108㎡を農業施設として利用するとの事です。

農業振興に資する施設であり、現地状況から周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、皆様のご審議をお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第4号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第5号 農地利用変更届について」を議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査結果の報告を求めます。

11番委員

はい、議長。

議長

はい、11番委員。

小委員長

これにつきましても同メンバーで調査にあたりましたので、その報告をいたします。

番号1番ですが、申請人、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。資料の23ページをお開きください。

申請地は、山川中学校から南へ1,630m行った農用区域内の農地で、東、西、北は畑、南は宅地に接しています。

申請地の南側は6mほどの土手になっており、下には〇〇という旅館がありますが、今年7月の大雨や過去にも大雨で、旅館側に土砂が流れ込んできており、防災のため全体を2mほど削土し、南側の土手に石積みのよう壁を設置するというものです。

防災及び農地保全が目的であり、周辺農地への影響も特に認められないと判断します。

次に2番ですが申請人、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。資料の24ページをお開きください。

申請地は、徳光公民館から西へ1,090m行ったところの農用地区域内の農地で、東、西、南は畑、北は市道に接しています。

土地が道路より約2m高く、トラクターの乗り入れが危険なため、土地を下げるものです。

周囲の雨水等の流れを遮断することは無く、周辺農地への影響も特に認められないと判断いたします。

以上報告いたしますが、皆様のご審議をお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第5号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第6号 農用地あっせん申し出について」を議題といたします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

21ページをお開きください。

議案説明をする前に、議案修正を申し上げます。

先ほど、議案第1号 利用権設定の9番でご質疑を受けたことに関連するのですが、ページで申し上げますと12ページと21ページを見比べていただきたいのですが、議案第6号 番号5につきましては、議案第1号 利用権設定9番でご承認いただきましたので、21ページの議案第6号 番号5は、議案削除させていただきます。皆様に議案の送付をする前にチェックが甘くて、割愛しなければいけないところが、削除されておりました。申し訳ございませんでした。

それでは、議案第6号 農用地あっせん申し出の売渡をご説明いたします。今月は、売渡申出は4件でございます。

(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)

なお、見取り図及び地籍図につきましては、資料の25ページ、26ページとなります。申請人は、2筆の土地を売渡したいと申し出ました。審議資料の地番は、8533番2というひとつの地番が標記してあります。これにつきましては、平成25年度の地籍調査において、枝番の2と9を合筆するというので、若い地番が代表地番になったということで、図面を付けてございます。ご了承ください。

番号2から4につきましては、お目通しください。

また、見取り図及び地籍図につきましては、資料の27ページから32ページとなりますのでご参照ください。

22ページをお開きください。

次に農用地あっせん申し出のうち、買受、借受・希望をご説明いたします。

今月の件数は5件です。

(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)

番号2から5につきましては、お目通しください。

皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの、事務局の説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

ないようですので、このあっせん申し出につきまして、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

売渡、貸付の

番号1は 1番と 8番委員。 番号2は 4番と19番委員。

番号3は12番と 3番委員。 番号4は 2番と22番委員。

買受、借受の、

番号1は 開聞地域 15番と 7番委員。山川地域 31番と28番。

番号2は32番と 9番委員。 番号3は 8番と 1番委員。

番号4は28番と10番委員。 番号5は13番と23番委員。

議長

ただいま、事務局案が発表されました。それぞれ各委員はよろしいでしょうか。

委員
議長

(各委員了解あり)

よって、議案第6号については、原案のとおり承認することとし、あっせん委員は事務局案のとおり決定いたします。

28番委員
議長

本日の議題は、これで全て終了いたしました。ほかにごさいませんか。
はい、議長。

28番委員

はい、28番委員。

耕作放棄地の調査で回っていると、農家の方々から隣の畑も作りたい、しかし、放棄地になっている場所は道路が付いていない、だからこれは、もし道路が付けられればいいのだが、これをどうにかして、市の建設課のショベルなりを使ったなかで援助できないかなと、別に公にしてやる必要はないのだけれど、いろんな農家から相談を受けたときは、農業委員会の中で、それを繋げる体制を作れないものかなと、個人では出来ないものですから。何か内々で出来ないものかなと。

それと最近、年寄りとの話す中で、自分の畑を誰が作っているか分からないと、又貸しされていると、そう言ったことが聞かれるし、貸しているんだけど小作料も貰えない。いろんな問題が今後発生するんじゃないかと、そう言ったことで、農業委員会だよりなどを通じて、歳をとって自分の農地を管理できないという方のためにも、周知して貰えないかなとお願いしたいと思います。

議長

2番目の案件はですね、ここの委員会の方にちょいちょい相談に来られまして、事務局の方で地番を調べて、現地を調べに行くと、その方に関しては解決というか、今、こうこうなっていますと指導はしておりますけれども、おっしゃるような形で広報等に載せて、気軽に相談に来れるような体制を作るべきですね。

29番委員
議長

はい、議長。

はい、29番委員。

29番委員

その話は、浜児ヶ水でも問題になっているのですが、野菜部会等の会合で、また貸しの場合は本人に届けをするか、責任を持って借りてくださいとしないと、見る人は見るけど、写真のようなのは見たとしても、あまりしないので、いい機会をみてやって欲しいと思います。

議長

1番について、事務局ないですか。放棄地の所に道路がないと、それをどうにかできないか、話を取次いでもらえないかという。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

私がここで、意見を申し上げていいのかわかりませんが、確かに、基盤整備を行っていない所で道路ができれば、非常に耕作条件が良くなり、利用価値が上がると、何らかの手助けが出来ないか、これについては、やはり予算化しないと実施も出来ないということでもありますし、直接的には耕地林務課の向こうの方が予算化してくれると、例えばそういう事業を実

施する可能性もあろうかと思えますけど、予算を獲得するにしても、やはり市内全域を対象として、どういう理由で予算を立てて、例えば年間に何件とかという予算要求をしながら、担当課と協議をして、そこで予算化しないといけないという事案で取り上げないといけないとなれば、予算的なものも確保しなければいけないと思えますけど、今後、耕地林務課の方とも十分検討をした上で、即、この場での確な回答にはならないと思えますけど、担当課と話をしまして、また話をさせてください。

議長　　まあ、具体的に出てきた時には、現地を見に行つて、そこらを踏まえてから対応してもらつて。

28番委員　　はい、議長。

議長　　はい、28番委員。

28番委員　　今、予算化というようなことですがけれども、そう言った大々的なものではなくて、上の畑との差が1m50cmくらいあり、隣の畑に行きたいのだけれど行けない、ここをどうにかして崩してもらったらトラクターでも行けるし、だからここをどうにかして、10年なら10年利用権を設定しながら、返す時にも、また元に戻すことは出来ないが、これをまたショベルで土をのせてくれないかなと、それだけのことです。

議長　　現状を変更するというのは、やっぱり地権者の同意がですね。

28番委員　　それを近所隣で話し合った上での、後の話なんです。こういうことが出来ればトラクターでも行けるようになるし、この上の畑も、今荒れているんだけど、作ってもいいのだがなあということです。そう多くはないと思うのです。内々で委員が相談を受けた時に、済みませんがこれを対応してくれませんかと言うような、ちょっとしたことなんです。

事務局　　会長、ちょっといいですか。

議長　　はい、事務局。

事務局　　今、28番委員さんの話を聞いていると、下の畑から上の畑に行けないと、

そういう場合は、畑の一部を耕作用道路として使いますよと言うのがあるんですよ、その耕作用道路はですね、面積の制限がないので、コンクリートをはってもいいので、耕作用道路として事務局の方に申請されたらどうですか。

28番委員　　市の方にお願ひできないかということです。

事務局　　こっちの方にしてくれないかということですか。

議長　　やっぱり、現地を見てみないとですね。

事務局　　現況とか教えてもらつて、また委員会の時に話をしましょう。

28番委員　　はい、議長。

28番委員 はい、28番委員。

議長 放棄地の解消のために、それが一つの案として動けば、それも解消できるのだがという、ただそれだけのことです。

32番委員 はい、分かりました。

議長 はい、議長。

32番委員 はい、32番委員。

議長 あっせんの売渡、買受ですが、皆さんどうしているのでしょうか、まず、売渡です、市内はいいのだけれど、大阪とか都会の、高齢者になって、どうしても全部売りたいというのが、最近頻繁に出るんですよね、そうした場合に、あっせんの担当が、大阪とかの地権者と連携しながら、買受は市内在住ですからいいのですけれども、その辺の手続きというのが、非常に時間がかかり困惑しておるんですよ。この範囲までは事務局でしましよとかしないと、農業委員の方々は、もちろん仕事を持ってそれぞれしているんですよ。非常に時間的にも活動的にも困難を極めているような状況じゃないかなと思いますので、この辺をよく検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 自分もそうですけど、関東、関西、売りが出て、その方と現耕作者、その耕作者が買わないという時、隣接する耕作者に、この土地が売りに出ていますがどうですかと電話をして、価格はどうですかという話をしながら、

32番委員 電話でやりとりする中で決定していきますが、どうですか皆さん。

議長 地元で親戚がいて代理人がおれば、簡単に書類の処理はできるのだけど、いちいち連絡しながら、印鑑証明上げてもらいますよというのまでしないといけない訳ですよ、最後の登記簿の時は事務局にお願いしているのですけれども、それまでの事務手続きと申しますか、厳しいような状況にあるんですよね。そばだったら何回も行けるんですけれども、電話して在宅していないとか、いろんな時間的猶予もありますよね。

事務局 事務局どうぞ。

議長 今、32番委員からご指摘いただいた点については、1ヶ月くらい前の委員会で、地権者が指宿市以外の方、特に遠方の方々とやりとりは、私の方で極力、加勢の出来るものは事務局がやりましようということで、お答え申し上げたと思うのですが、国の方が定めた農用地適正化あっせん事業の中では、農業委員の皆様の活躍していただいている、この、あっせん申し出が出た分の、売渡、買受、貸付とか、いろんな種類がございます。

議長 相手方を見つけてくれるのは、委員の皆さんです。それを形として例えば、議案第1号の所有権移転で審議するためには、土地の売買契約書に署名と捺印をうちに提出いただいて、あとは委員さん方になんとかやっ

ただいて、議案の承認と同時に、今度は振込みの関係もあります。

できれば振込みまでは、どうにかタッチをしていただいて、その後の売り手さんの印鑑証明の送付とか承諾書、買い手さんの住民票、売り手さんの領収書のコピーとか、当事者が指宿市以外にいる時には、委員さんの名前で文書発送して、書類を取り寄せるようにはしております。

3 2 番委員
議長

今後そのような形で、気軽に言っていただければ、私の方がタッチいたしますので。

はい、議長。

3 2 番委員

はい、3 2 番委員。

それと、補足して、あっせんが県外から来ますでしょ、その時に、指宿市在住の代理人というか、これはいないかとか、それを確認して、その人と交渉するのも、案外早期に処理できると思うのですよ、必ずそれを問い合わせして、代理人はだれですよと書いておけばいいのだけれど、それも無しなので困るんで、絶対そういうことを付言してやるということをお願いしたいと思います。

2 1 番委員
議長

それに付随して、いいですか。

2 1 番委員

はい、2 1 番委員。

今、3 2 番委員が言ったようにですね、そういう売買契約になった時には出すのですが、売買価格も何回も交渉しながら、県外の場合は、電話の費用なんかの関係も出てくると思うのです。さっき言ったように、代理人がいなかったということと、売買価格を交渉する時も何か便宜を図れないかということです。その辺はどうでしょうか。

議長

自分の場合は、東京とか電話をするのだけれども、これぐらいの範囲でどうですかと電話します。農地というのは、場所によって違いますけど、殆んどがおまかせしますと返ってきます。今度は買う方に、その範囲内かどうかと、電話を何回もしないでもいいような形でして、成約しております。価格はこれだけというのは分かりませんので、売り手と買い手の問題です。

2 9 番委員
議長

はい、いいですか。

2 9 番委員

はい、2 9 番委員。

要望したいのですが、前にも言ったのですが、とにかくヤミ小作が多いのですね、この帳簿に載るような、あっせんとか3条の場合は、名義がはっきりしたのしか出来ない訳ですよ、名義がじいさん、ばあさんの畑が多いのですよ、そうしたの、なんとか一代とか二代で変えられるような手立てもしていかないと、農業委員会をあてにしても、ヤミ小作がやはり残っていくと思うのですよ。改革も上の関係に、いろいろ要望も出したり

議長

して、改めるようにして欲しいと思います。

その案件については、しょっちゅう東京の方に行かせてもらって、農水省の方にも行かせてもらって大臣とも話しをする中で、鹿児島県は、相続未登記が多いと、その手続き等を簡略化しないことには、どうしても難しい問題ということで、ぜひ、そこら辺を取り組んでくださいという要望は、してきましたが、なかなかそこら辺は、建議はするんだけど、難しい問題で、特に鹿児島県の農政課長とも話をする機会がありまして、その方が本省から来ている訳です。その方が専門的に取り組んでいて、本省に帰った暁には自分で詰めて、取り組んでいくということでした。いずれは、何らかの形が出てくると思いますので。

13番委員

ほかにございませんか。

議長

はい、議長。

13番委員

はい、13番委員。

この前、青年就農給付金の状況調査をしまして、今までは資料を貰っていたんですが、今回はまったく資料なしで、初めての所に行ったんですけど、状況がまったく分からないままに調査に入ったものですから、簡単なものでもいいですから、前もって作物名とか経営面積とか、そこら辺りでもいいです、資料を貰えればそんなに詳しくなくていいですから、お願いします。

議長

自分も調査をしましたがけれども、無かったですよね、たまたま知っていたから、どういうことをやっているのかということで、詰めながら話をしましたが、そこは、ご要望としてしっかり聞きました。

事務局

担い手支援の方から、委員会で皆さんにお願いしますと挨拶があったあと、調査班の責任者が農政の担い手支援係から、それぞれファイルを貰いまして、調査対象者の営農計画書とか何年後の計画とか、そういった資料を私たちは貰いました。私は26番委員と回る班だったので、委員に対象者の計画がどういうふうに出されて、こういう作付けを今していますよと、事前に話して資料を渡して、それから調査に行ったものですから、みなさんそういうふうになっているんだろうと思ったんですけど、13番委員さんには、今から回ろうとする対象者の資料を渡さずに行ったのですか。

委員

事務局

「大半は、そうですよ。」の声あり。

それは、全体的に次からは、対象者が半年前にはどういう状況でしたよと、それをじゅうぶん分かってもらって調査してもらおうように努力しますので、そういうふうになければ、おかしいと思います。私は、少なからず委員の方には、説明して一緒に行きました。私は、皆そういうふうに行っていると思っていました。

5番委員

事務所に来てすればそうなんですが、現場で待ち合わせなので、そういう時間がない訳よ。

11番委員 議長 はい、議長。

11番委員 はい、11番委員。

議長 その新規就農者の作型に合った人でないと、われわれがオクラを作っている人の所に行っても、あまり良く分からないので、肉用牛とかなら分かるんですけど、作型に合わせた人選をお願いしたいと思います。

11番委員 そこは11番委員さん、農業委員として何を作っておろうが、前向きにちゃんと農業をやっているかというのを見れますよね。

21番委員 議長 だけど、作型のチェックとか、内容とか生産の数量とかは分かりません。そういう細かいところまでチェックしないと、なかなか難しいと思います。

21番委員 はい、いいですか。

21番委員 はい、21番委員。

11番委員 6番委員 議長 それが分かるように、オクラはだいたいどれくらいの収益なのか、項目毎に、そういう明細書があればまだ分かるのですけれども、それを私は貰っているのですけれども、そういうのがあれば見比べながら、あなたはどうかと言えるのですが、詳しい人をやるのか、資料を渡してやるのかですよね。

6番委員 議長 オクラを見ただけでどういう状態か、分かるような人がいいと思います。

6番委員 はい、いいですか。

議長 はい、6番委員。

議長 私も、何時何分に来てくださいと言うので、最初電話で名前だけは聞いていたのですけれども、結局は最後まで分からずに、また電話で確認して名前を聞き方でした。それと今、オクラとかいろいろ言っていますが、良く聞いたらランク付けをするらしいですね、A・B・Cとか、実際、農業委員はランク付けはしない訳ですよ、できたらそういう仕組みまで説明してもらった方がいいのですけどね。

21番委員 議長 あんまり、丸秘的なことまではですね、24日も1日かかって審査会をやるのですけれども、ここまではというところがありますので、とにかく行った時に、その人が給付金を貰っていて、一生懸命やっているか、いなか、そこらをまず大局で見て、詳しくオクラの市場動向までは、なかなか難しいところですよ。牛も値段の開きは相当ある中で、相場的な事までというのはどんなものでしょうかね。

21番委員 議長 はい、議長。

21番委員 はい、21番委員。

議長

できれば私なんかも指導する中で、こうやった方がいいですよと言いたいので、農業委員の存在感というか、ある程度のことを知っておいた方が、私はいんじゃないかと思います。

32番委員
議長

そこに見に行けば、その人がどれくらいの農業をやっているかということが分かりますよね。草山になっているか、管理されているか、そこら辺を見ながら指導するなり、作物の作り方までの指導というのは、われわれは専門じゃないので、できないのです。

32番委員

はい、いいですか。

はい、32番委員。

調査の班長のやり方でまちまちだったと思うんですよ、正直な話。私も気づいたのだけど、もう一回打合せして、マニュアルをある程度ここまでの書類、私の場合は、預金通帳まで出たのを持って来たんですよ1人分は。これはプライバシーの問題があるんじゃないかと指摘したんですよ。そこまで必要ないと思います。

29番委員
議長

会長が言ったように現状を見に行くと、きれいにしているとか、売り上げにしても、要するに途中ですよ年度の、決算が出る訳ですから、それに対して、農政課の専門の人が、責任者の班長がちゃんと記録を取っていく訳ですから、われわれが見る目と彼が見る目と、県の方も女の方が来ていますよね、その方も実際分からないですよ、いちばんメインは農政課ですよ、その班長の指示に従って行動し、例えば土地を借りたいのだけではないでしょうかとか、そういうのをお手伝いするのがわれわれの仕事じゃないかなと私は考えました。マニュアルは、みんな同じような形を統一して出さないといけないよねと、言っておりますので、再度打合せしていただきたいと思います。以上です。

29番委員

はい、議長。

はい、29番委員。

議長

この間は別の地区に調査に行ったのですが、私は、出来れば自分の地区を配置した方がいいと思います。かねてからその人の仕事や畑が分かるので非常にしやすいのです。全然、名前も知らなければ家も知らない、県と農政課の人が付いて行くから行くだけだけれども、勉強のしようがない訳です。

それは大事だろうと思います。でも、知らない人が行って見て指摘しやすい面もありますよ、知りすぎればどこまで踏み込んでいいか、知らない所だったら、突っ込んだ話も出来る点もあろうかと思いますが、今日、出たような意見は、農政課の方に話をしながら、皆さんの納得がいくような方向に持っていきたいと思います。もう一つは、あんまり知っている所に

行くといろいろ聞きにくいから、知らない所に行った方が、かえってしやす
21番委員 すいという意見もあった訳です。

議長 はい、議長。

21番委員 はい、21番委員。

議長 私が2番目に行った所は、女の人で、初めてで何も知りませんのでよろ
しくお願ひしますとお願ひされました。その中で農政課でもマニュアル的
なことはして欲しいと思います。

8番委員 そこらを含めて、要望は伝えて対処していきます。

議長 はい、議長。

8番委員 はい、8番委員。

青年就農給付金を貰う段取りでいく訳ですけれども、私が最終的に説明
したのは、国が給付金を出すのは、あなたが将来いい農業経営をやってい
くということで、現在資金的に困っているから出しているんだよというこ
とで、それには農作業日報をつけることと、出納帳、日報は何が必要かと
言うと1年間の日報が書いてありました。何でそこまで言うのかと言うと、
農業は知らなかったと1年経っていてそんなことを言うから、農作業日報
を書いておけば、1年前は今ごろ何をしていて、どうだったかというのが
分かるし、あなたが儲けないとあなたは生活できないから、そのために国
から補助を出しますけど、いい農家になっていってもらいたいために出し
ているので、5年過ぎて給付金が無くなった外に就職しようかと言う人
には出しませんよ、根本から考えてみてくださいと説明もしました。

出納帳でお金の出所がどうなっているのか、自分がどこで無駄をしてい
るんだとかははっきり分かるために、まず事業用の出納帳をつけてくださ
いと説明しましたが、農作業日報と見比べながらしないと、口先だけで
一生懸命していると言っても、あなたはやっていないねと言うことも出来
ないし、帳面をつけることがまず大事だと思います。

議長 ほかにございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 ほかになければ、その他に入ります。

事務局 その他について、事務局の説明を求めます。

議長 はい、議長。

事務局 はい、事務局。

その他（議案23ページを参照して説明）

1. 9月の行事報告
2. 10月の行事予定
3. その他

議長

- ・平成27年度地域別農業委員研修会について説明
- ・10月農業委員会総会日程 平成27年10月19日に決定
- ・農業委員会視察研修予定について
- ・農地パトロールのお礼及び報告依頼について

皆様方に関連がありますので聞いてください。きのう農水省の方で、農業委員会改革法案の省令案が出来まして、今日、自民党の方で了承されてほぼそのとおり決定するというのがタベ来ました。

その中で、今まで指宿は推薦を入れて32名委員がおりましたが、推進員を置く農業委員会では、農業委員は現行の半分と、だから16名という案が強いと思いますが、そういう方向だそうです。その中でも特に、認定農家を重んじるということですので、そこらは、頭の中に加味しておいてください。今日通って閣議決定がされれば、だいたい10月8日ですべて決定するのですが、10月14日に県の方で詳しい説明会がありますが、そういうことになっております。

以前私は、各種団体からの推薦は、もう無くなると申し上げたと思いますが、それから二転三転して、それがまた変わってきて、各団体からの推薦もあり得ると変わってきておりますが、仮に半分だったら16名ですよ、その中でどういう形で認定農家を選んでいくというのは次の話なんですけれども、それで指宿市と同じような形をとる委員会、鹿児島県には43の市町村がありますが、25が30名以下の該当者、それから、全然、推進委員を置かないという市町村もある訳です小さい所が、そこなんかは、今度は逆に農業委員の定数を増やさないとけなくなるような状態の所もあるらしいです。そういう所は17町村あるらしいです。例えば大崎町なんかは、農業委員というのは10名そこそこしかおりません。枕崎市も1名減の11名くらいしかおりません。そういうところが17、半分に減る所が25市町、それから薩摩川内市ですが、ここがいちばん多くて上限が40名ですけれども、ここらも極端に減りますが、そういう形で分かれております。詳しい資料が出来たらお渡ししますけれども、19日の委員研修では、ここら辺りも出てきます。

それからもう一つ農業新聞ですが、1人2部、どうしても頑張ってくださいということですので、すみませんけれども、農業新聞の方にも力を入れてくださるよう、そこに文書をお願いしてありますので、よろしく願いします。

事務局長
8番委員
議長
8番委員

文書を入れてありますので、お目通しいただきたいと思います。

はい、すみませんいいですか。

はい、8番委員。

議長

この農業新聞ですが、私もいろいろ考えて、認定農業者や青年就農給付金を貰っている人達は農業新聞はどうしているんだろうかと、もし名簿なんかがあれば、前貰ったこともあったのですが。

2番委員

今日の中に、購読者名がありますけれども。

議長

これは購読者だから、これ以外の方ですね。

5番委員

19日の夜に、認定農業者との意見交換会もありますので、ここでお互いに普及もお願いします。

議長

はい、いいですか。

5番委員

はい、5番委員。

議長

新聞なんですけれども、これを1本化に出来ないものですかね、共済新聞、農業委員会の新聞、農協、私のところなんか新聞が4つ来ていたですよ、これを1本化にすれば見る人は多いと思いますよ、なんとか検討して欲しいです。封に入ったまま見ずにそのままというのもあるんです。

5番委員

ぜひ、よく見てください。

議長

ほかの新聞も来るもんだから、南日本新聞まで4つ見ないといけない訳ですよ、農協、共済、農業委員会、この新聞を1本化にしてもらえば、結構いい記事が載るんじゃないかと思うのですが。

事務局長

それだけ見れば、知識が増えていいですよ。なかなか発行元が違いますので、言うは簡単だけど、なかなかどうでしょうかね。

8番委員

8番委員さんが言われた分ですが、資料の名簿は、購読者名簿です。

議長

認定農業者の名簿が欲しいのですが、認定農業者で購読していない人には、購読した方がいいんじゃないのと薦めたい、青年就農給付金をもらっている人にもそれを薦めていけばいいんじゃないかと思います。

委員

その件は、先月も言っていたのですが、ありがたいことです。

議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり。

事務局

ほかはないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全部終了いたしました。

これもちまして、第3回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立願います。

一同礼。

(閉会 午後 3時42分)

指宿市農業委員会会長

議事録署名委員 6番委員

議事録署名委員 7番委員